

議案第22号

つくば市東日本大震災に伴い被災した住宅の復旧に要する資金の利子補給に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年2月22日

つくば市長 市原健一

つくば市東日本大震災に伴い被災した住宅の復旧に要する資金の利子補給に関する条例の一部を改正する条例

つくば市東日本大震災に伴い被災した住宅の復旧に要する資金の利子補給に関する条例（平成23年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 宅地復旧工事 地震により被災した住宅に係る宅地の工事であって、液状化対策工事、擁壁復旧工事その他の地盤改良のために必要なものをいう。

第3条第1項中「利子の」の次に「全部又は」を加える。

第6条中「の2分の1に相当する額」を削り、「5万円の支給」を「の当該利子補給金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 住宅の復旧の際に宅地復旧工事を伴う場合 103,000円

(2) 住宅の復旧の際に宅地復旧工事を伴わない場合 64,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。